

2021年8月31日

【宮古市による当社に対する指名停止処分について】

関係者各位

川崎地質株式会社

代表取締役社長 栃本 泰浩

当社が令和2年度(2020年度)に、宮古市から受託した土木設計業務に関して、令和3年(2021年)8月21日付けで、下記の通り、市営建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づく、指名停止処分を受けました。

本件に関して、宮古市役所をはじめ関係各位に多大なご迷惑をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。

また、この処分を厳粛に受け止め、工程管理ならびに品質管理を含む受注業務の執行体制の改善を図るとともに、顧客満足度の向上を徹底し、早期の信頼回復ならびに再発防止に向けて、全社員一丸となって取り組んでまいります。

1. 対象業務

業務名：河川環境整備(緊急自然災害防止) その2 測量設計業務委託

履行期間：令和2年(2020年)12月1日 ～ 令和3年(2021年)3月19日

2. 指名停止の理由

令和2年11月30日に契約した1.に示す業務において、履行期限までに履行がなされず、成果物が粗雑であったことから、市営建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成26年告示第53号)第3条第1項及び別表第1第2項(5)の規定により指名停止となりました。

3. 指名停止の期間

令和3年(2021年)8月21日から令和4年(2022年)2月20日(6ヶ月)

4. その他

本件に伴う令和3年(2021年)11月期通期業績への影響は見込まれず、通期業績予想の変更は予定しておりません。なお、今後業績予想の変更の必要性が判明した場合には、速やかに開示いたします。